

自立支援医療（育成医療）について

育成医療とは…現在、一定の障害があるかまたは現在の疾患をそのままにしておくと障害が残ってしまう場合、確実な治療効果が期待できる治療については『育成医療』が適用できます。

育成医療が適用されると医療費が軽減できます。

ア 18歳未満の児童であること

イ 入院の必要のある手術に対して適用されますが、治療内容・手術により適用されないものもあります

ウ 原則として、入院前に事前に申請する必要があります

エ 申請しても審査がありますので、不承認となる場合があります

＜申請の手順＞

- ① 市町村役場にて育成医療を申請したいことを伝え医師の意見書・その他の必要書類をもらってください。
↓
- ② 市町村役場でもらった医師の意見書を ども家族医療サポート室_____宛に郵送して下さい。
(返信用封筒+82円切手+住所・患者氏名)
↓
- ③ 所得の証明書類等を役場等でもらうなど、必要書類を揃えてください。
↓
- ④ 医師の意見書が医事課文書受付より返送されたら必要書類を揃えて市町村役場へ申請に行ってください(審査に1か月程度要するため早めに申請してください)。同封の「受付確認書」に受付印を押してもらってください。
↓
- ⑤ 審査の結果、承認されれば『育成医療券』がご自宅に届きますので入院日に病院に持参し必ず入院時に受付で提示してください。『育成医療券』が未着の場合は、④で受付印を押してもらった「受付確認書」を受付で提示してください。

※ 申請に必要なもの(市町村により違いがあります)

- ① 医師の意見書 ②申請書 ③所得を証明する書類(★市町村民税課税証明書又は非課税証明書) ④印鑑 ⑤保険証(カード式は家族全員分) ⑥マイナンバー

② 自己負担額・所得制限

ア 医療費の自己負担が1割負担となります

(負担上限額が決まっており、最高1万円/月です)

イ 所得制限(市町村民税23万5千円未満)があります

※ただし、腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害のうち、『重度かつ継続する疾病』については所得制限がありません

ウ 入院時食事療養費は適用外です(子ども医療と同じ) ※1食 460円必要です。

